

令和元年12月18日

第30回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 令和元年12月18日(水)午後2時00分
2. 会 場 飯坂支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 穴戸 忠一
8番 加藤 功 9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 佐藤ミツエ
14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 穴戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 7番 渡邊 敏明
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

事務局長
会長
事務局長
議長
農地係長
議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)
それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
7番 渡邊 敏明委員より欠席の旨届出がありました。
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第30回総会を開催いたします。
福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。8番：加藤 功委員、20番：黒澤 喜久夫委員 を指名いたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
会期は、本日16時00分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長

ご異議ございませんので、会期は本日16時00分までと決定いたします。
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長

【議案第1号から報告までを上程する。(71件)】
合計71件、令和元年12月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。
議案第1号について事務局の説明を求めます。

議長
農地係長

2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定6件、使用貸借権設定1件、計16件の許可申請で、市処分案件です。
いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番

議長3番(発言を求める。)

議長

3番(発言を許可する。)

3番

この件は所有権移転の件でありまして、譲受人は専業農家で、申請地は譲受人の土地に隣接しておりまして、容易に経営規模の拡大が図れるものと思われま。区域協議会でも問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4 番 議長4番（発言を求める。）

議 長 4番（発言を許可する。）

4 番 譲渡人の田んぼでありますけれども、保全管理されておりまして、譲受人がそれを耕作してぶどうを作りたいということで、賃借権設定をするものであります。区域協議会では問題ないという判断をしております。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8 番 議長8番（発言を求める。）

議 長 8番（発言を許可する。）

8 番 整理番号3番から5番の3件でございます。いずれも調整区域にあります。

整理番号3番につきましては、この土地のすぐ隣で譲受人が耕作していると。それで、隣の土地なので、そのまま譲るということで問題ありません。

4番につきましては、先月、議案に載った案件の関連でございまして、お互いに自作地の相互の交換を行いました。譲渡人の、譲った部分が少し、面積が足りないということで、話し合った結果今回、その不足分を譲受人に譲るということでございます。

5番につきましては、譲受人がこの土地を借りていまして、耕作していた土地を、新たに取得したいということで、区域協議会では全て問題なしと、いうことでございました。以上でございます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書3ページ、区域番号4番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12 番 議長12番（発言を求める。）

議 長 12番（発言を許可する。）

12 番 整理番号6番の案件でございますが、譲渡人と譲受人は親子関係であり、父親が高齢のため経営移譲したいということで、使用貸借の契約を結ぶものでございます。問題ない案件でございます。

7番につきましては、譲渡人は会社員であり、以前、別の方に貸していたんですが、その方が高齢等によりまして返すということで、今度新たに譲受人がここを借りて耕作をするということで、譲受人については経営規模の拡大を図っていくと、いう案件でございます。

整理番号8番は、この土地につきましては、譲受人の自宅倉庫の脇にありまして、譲受人については大変、便利であり、また譲渡人の家からの通作路は譲受人の敷地を通る外なく、こ

の畑に行く道路が不便だということで、譲受人が譲り受けるということになっております。
3件とも区域協議会においては問題ない、許可相当と判断したところでございますので、皆
さんのご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号5番、整理番号9番から4ページ、12番までの3件、判断基準の詳細は別添「調
査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番 議長19番（発言を求める。）
議 長 19番（発言を許可する。）
19番 9番ですが、松川駅から南側の方で、双方とも住所が二本松となっているんですけども、
松川町沼袋は、二本松との境にあるので、二本松の人が福島市の農地を所有することは、規
模拡大で問題ないと思います。
10番の譲渡人は9番の譲渡人の母親なので、譲受人は9番の譲受人と親子関係にあって、
規模拡大、これも区域協議会では、問題ないということになりました。
12番、飯野町の大久保の土地なんですけれども、譲受人の畑と数珠つなぎということで、
これも区域協議会では問題ないと判断したので、皆さんのご審議、よろしくお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号6番、整理番号13番から15番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」の
とおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番 議長21番（発言を求める。）
議 長 21番（発言を許可する。）
21番 整理番号13番、14番ですが、譲受人は園芸会社の社長で、これから本格的に米作りをし
たいということで、この法人を立ち上げてまして、知人の田んぼを借り、米作りをしていくと
いうことです。ゆくゆくは規模拡大等をしていきたいということなので、区域協議会では問
題なしと判断しました。
15番ですが、譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人が新規営農開始するための生前贈与で、
区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 議案書5ページ、区域番号7番、整理番号16番及び17番の2件、判断基準の詳細は別添
「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番 議長23番（発言を求める。）
議 長 23番（発言を許可する。）

23 番 整理番号16、17ですが、関連事項なので一括説明させていただきます。譲受人の経営規模の拡大となっております。譲受人においては、現在、372aの田んぼを作られているのですが、きちんと作られているので、この2件に関しても、きちんとやれるのではないかとということで、区域協議会では許可相当と判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から17番までの16件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書6ページ、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域及びその他の区域の自己転用4件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8 番 議長8番（発言を求める。）

議 長 8番（発言を許可する。）

8 番 整理番号1番について説明申し上げます。この土地ですけれども、以前から宅地として使われていた場所でございます。この家を相続した申請者が、家を直して建て替えるという話がありまして、拡張をする申請の時にここが農地と判明して、是正する必要から、今回の申請になったわけでございます。申請人のおじいさんの代からそのまま使っているような場所でございます。地域の農地には何ら支障ないものと判断しましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19 番 議長19番（発言を求める。）

議 長 19番（発言を許可する。）

19 番 整理番号2番の申請者の農家住宅拡張敷地の件に関しては、建物が農地にはみ出して建築されていたことが判明し、取り壊して拡張ということです。
3番の申請者は、自己転用で太陽光発電施設を造るわけで、地元説明会も行い、周辺の農地への影響に関しては問題ないということで、区域協議会では問題なしと判断しましたので、

ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
よろしくお願ひいたします。

議 長 会長職務代理、22番（発言を求める。）

職務代理 22番（発言を許可する。）

議 長 整理番号4番については、私の申請に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

職務代理 議事を一時休議します。22番、一時退席願ひます。
会長 〔一時退席する〕

職務代理 それでは、農業委員会等に関する法律第5条及び福島市農業委員会会議規則第5条により、
臨時議長を務めさせていただきます。

議 長 議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号4番ですが、これについては昔、物置を建てた時に、記載の面積の分だけ屋根が出ていたということなんですが、7月の総会において、この部分の農用地の除外の許可を受けていますので、今回、4条申請ということになります。区域協議会では問題ないということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。
22番が入室しますので、議事を一時中断します。

会 長 （入室、着席する。）

議 長 議事を再開します。
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4 番 議長4番（発言を求める。）

議 長 4番（発言を許可する。）

4 番 整理番号1番について、譲渡人から見て、譲受人は孫にあたる方で、農地を求めて農業をやっております。若い方ではありますけれども、これから頑張って農業をやろうとしている方でありますので、その方が譲渡人の農地に農家住宅を建てたいということで、所有権移転の案件であります。区域協議会では問題ないという判断をしておりますので、よろしくご審議の程、お願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「〔異議なし〕の声」

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19 番 議長19番（発言を求める。）

議 長 19番（発言を許可する。）

19 番 整理番号2番は、譲渡人と譲受人は親子関係で、二世帯住宅を造るそうです。問題ないと思います。

3番は、共同住宅ということで、備考欄には駐輪場も書いてあるので、問題ないと思います。

4番、躰躰山で、譲受人が建設会社の案件なんですけれども、これは、道路ができた時に畑との段差がひどくなってしまって、そのために土地改良をやり造成するというので、問題なしと判断いたしました。

皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「〔異議なし〕の声」

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号5番から8ページ、7番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21 番 議長21番（発言を求める。）

議 長 21番（発言を許可する。）

21 番 3件とも、しのぶ台の傾斜地で、周りには既に太陽光発電が行われております。隣接する畑の所有者からも同意書をもらっており、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程よろしくをお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「〔異議なし〕の声」

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 会長職務代理、22番（発言を求める。）

職務代理
会 長 2 2 番（発言を許可する。）
整理番号 8 番については、私の申請に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

職務代理
議 長 議事を一時休議します。2 2 番、一時退席願います。
〔一時退席する〕

職務代理
議 長 それでは、農業委員会等に関する法律第 5 条及び福島市農業委員会会議規則第 5 条により、
暫時議長を務めさせていただきます。
議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 3 番
議 長 議長 2 3 番（発言を求める。）
2 3 番（発言を許可する。）

2 3 番 整理番号 8 番ですが、申請者の息子さんの分家住宅敷地という件なのですが、周辺農地へも
影響・問題ないということで、区域協議会では許可相当と判断しましたので、よろしく願
いしたいと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第 3 号について、異議の有無をお
はかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分につ
いて、整理番号 1 番から 8 番までの 8 件、原案のとおり許可と決定いたします。
2 2 番が入室しますので、議事を一時中断します。

会 長 （入室、着席する。）
議 長 議事を再開します。
次に、議案第 4 号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書 9 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る
事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内
容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計 1 件の市処分案件です。申請に
あつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。
区域番号 5 番、整理番号 1 番の 1 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 9 番
議 長 議長 1 9 番（発言を求める。）
1 9 番（発言を許可する。）

1 9 番 整理番号 1 番の件なんですけれども、期間が、令和元年 1 2 月 3 1 日までのものが、令和 2
年の 3 月 3 1 日までに、変更前が、トイレ 1 棟だったものが物置外 5 棟ということに、変更
になりました。下請けの業者が多くなったから事務所の敷地が広がるということも 1 つの
理由であります。この場所で、除染の草を袋に詰めている仮々置場なんですけれども、長年
経ったのでその袋が傷んで、クリーンセンターにも一気に運べないという状態で、区域協議
会ではやむを得ないということで判断しましたので、皆様のご審議をよろしく願いま

す。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお
はかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承
認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページになります。議案第5号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知
の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた
案件です。
証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満た
す状態でないことを確認いたしました。
区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお
願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議 長 19番（発言を許可する。）

19番 只今、事務局から説明があったとおり、養蚕をやめて荒れた農地であります。周りも山林化
しているので、整理番号1番、2番はやむを得ないと考えております。皆さんのご意見をい
ただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお
はかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第5号、現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、
原案のとおり証明することに決定いたします。
次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第6号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作
者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に
許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、
証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ
しくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議 長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番の案件でございますが、宅地に隣接する畑に農業用倉庫を建てたということで、

11月11日に、区域の農業委員と事務局で確認したところ、問題なしと判断されました。審議の程、よろしく願います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。

ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第6号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、報告を事務局より願います。

農地係長 議案書12ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番から13ページ8番までの5件、区域番号3番、整理番号9番及び10番の2件、区域番号5番、整理番号11番及び14ページ12番の2件、区域番号6番、整理番号13番の1件、区域番号7番、整理番号14番から17番までの4件、以上17件について、記載内容の受理を行っております。

議案書15ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の受理を行っております。

議案書16ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番の1件、区域番号4番、整理番号5番の1件、以上5件について記載内容の受理を行っております。

議案書17ページ、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号3番、整理番号1番の1件、区域番号6番、整理番号2番の1件、区域番号7番、整理番号3番の1件、以上3件について記載内容の受理を行っております。

議案書18ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号5番、整理番号4番の1件、以上4件について記載内容の証明を行っております。

議案書19ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号5番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号6番、整理番号5番の1件、議案書20ページ、区域番号7番、整理番号6番の1件、以上6件について、記載内容の回答を行っております

議案書21ページ、報告第7号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件について、進達し裁定されたものです。

報告は以上です。

議 長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議 長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

職務代理

次に、11月25日に開催しました、市議会経済民政常任委員会との懇談会について、会長職務代理より報告をお願いします。

今年度は選挙により経済民政常任委員の方々も大きく変わられて、以前の委員の方々で残っているのが2人だけでした。委員長さんをはじめ7名の方々と、私共の方としては、会長、私と、各区域協議会長、女性農業委員として3名の方々というメンバーが出席しました。意見書の内容については、市長に対して提出した時と同様の説明を行いました。議員からは、台風19号の被害により農業をやめる人などはいらっしゃるのかという質問があったんですが、委員からは、向瀬上の方では農業をやめる人はいないと、いう話があった一方で、飯野地区では一部分でやめるかもしれない人もいると説明しました。なかなか、現状を議員さんがどこまで見ているかわからないので、こういった機会にこういった説明をしたということは非常に意義があったと思います。

その次に、各農業委員から、意見書の内容のうち、先日の市議会の代表質問で何件か、太陽光発電に関する質問、あるいは、経済民生副委員長に関しては、新規農業者に関する事とか、有害鳥獣対策についてというような話も盛り込まれていて、そういった点でも今回、経済民生委員の方々色々な話ができたというところで、今後の議会から、市当局あるいは市長の方にも働きかけができるのではないかと、意義がある話だったと思います。

以上、簡単ですが報告といたします。

議長

ありがとうございました。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしましたが、追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長

この場をお借りしまして、区域協議会でも、事務局の方から説明させていただきましたが、農地付き空き家について、総会でどういったことを審議していただくかということで、若干説明させていただきたいと思います。区域協議会でも若干、ご意見をいただきましたので、そういった点については今回、修正させていただきました。中身についても、もうちょっと詳しく詰めていきたいと思っております。

農地付き空き家の許可までの手順については、お手元の資料をご覧ください。11月に、空き家バンクのホームページが立ち上がりまして、ここに加わるような形で今後、農地付き空き家が出た場合、総会に2回、審議させていただく必要があるということで、その流れを資料として作ってみました。

まず売主の方、空き家バンクに登録したいという方については、空き家バンクの登録は不動産業者を通して申請されるというケースがほとんどだと思います。申請された場合は、その空き家に付随した農地を指定してくださいという紙と、空き家バンクに、その不動産物件が登録されましたという証明を持って、農業委員会の方に提出していただくようになります。

その後で、①、農業委員会では、予め議案としてお送りする形になると思いますが、区域の担当委員さんの方で現地調査を行っていただいて、その後、区域協議会、総会で、空き家に付随した農地だということで認定していただくような形になります。何を見ていただくかと申しますと、遊休化、または遊休化するおそれがある農地であること。実際、空き家になって数年経っているようなケースなので、実際に耕作できる状態か、または、努力すれば耕作できる状態になるかと、ということがポイントだと思います。

また、周辺農地の効率的利用に影響がないこと。あとは、当然、農地の所有権移転になりま

すので、農地法第3条の権利移動の要件を全て満たす農地であること。こちらのことについてご確認いただくようになります。

②、空き家バンクの登録は原則1年で、その後、延長しない場合にも、農地と空き家の結びつきを解除する手続きがございますので、それにも総会の決定が必要となります。

続いて、買主が、その物件を買いたいという場合ですが、空き家バンクのネットを見て、あるいは不動産業者さんの方で紹介されたりして購入手続きを開始しますと、まず、その空き家物件、不動産物件の売買が成立した後で農地の所有権移転の手続きを行っていただくようになります。これは、通常の3条の許可申請になるわけですが、下限面積が0.01aから、通常の下限面積の40a未満の場合については、若干簡易な農地利用計画書を書いていただいて、きちんとその農地で作物を作るということが、審査の対象になります。その後、区域協議会と、総会で審査していただいて、許可決定になります。法務局で権利移動の手続きを行って、同時に、空き家と農地が一体となっているという結びつきを解消する手続きの方に移っていくということになります。

それから、情報収集した先進地の中で、実際に要綱を運用しているところでどれくらいの実績があるか確認しましたが、他市で買主が成立に至ったケースは今のところありませんでした。静岡県では県全体で、空き家バンクを運用しているようなんですが、浜松市で1件、実績が上がっております。今、空き家バンクのホームページを見ると、物件が5件ほど紹介されているんですけども、そこに、お配りした資料の裏面は、静岡の例なんですが、イメージとしては、空き家の不動産物件の付帯物件として、このような表示がなされることを想定しております。

総会においては、1度、申請があった時点で、空き家の物件と農地を結び付けるという決定と、実際に許可を出すときの3条の許可の決定と、2回、審議していただくような形になるかと思っておりますので、今回、ここまでを提起したところです。本日、総会が終わった後で、もし、ご不明な点がございましたら、時間は限られていますけれども、わかる範囲で話をさせていたいただきたいと思っております。今回、説明をして、ご意見等も若干、いただいておりますので、詳細について、今度は要綱の中身をもう少し作りこみをして、来月提示したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。

2番

区域協議会の意見を反映していただいて、大変、よろしいかと。

議長

そのほか、みなさんからございませんか。

次長

議長（発言を求める。）

議長

事務局（発言を許可する。）

次長

（令和2年度の農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について説明）

議長

みなさんの方から、何かございますか。

〔その他、発言なし。〕

議長

何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮職務代理よりお願いいたします。

職務代理

〔大宮職務代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。これで、第30回総会を終了いたします。

（午後3時00分）

令和元年12月18日

これは、福島市農業委員会第30回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人8番 _____

議事録署名人20番 _____